

## 熊本一次訴訟 高裁判決要旨 2009年11月30日福岡高裁

注：この文書は、福岡高等裁判所の公式のものではありません。ファックス送信された判決文をさらにスキャナで取り込んだ画像から、東京都原爆被害者団体協議会（東友会）事務局の責任で文字に起こしたものです。

これまでの判決の要旨等はすべて html 形式で掲載していましたが、この福岡高裁判決については「①」など、閲覧する環境によっては正しく表示されない場合のある文字を別の文字に置き換えることが難しく、この問題が比較的起こりにくい PDF 形式で掲載することにしました。

### 第1 主文の要旨

1 一審被告厚生労働大臣が一審原告ら2名に対してした原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律11条1項に基づく原爆症認定申請却下処分の取消請求につき

- (1) 一審原告1名(申請疾病=C型肝硬変)については、取消請求は正当であるから、これと異なる原判決を取り消して、同取消請求を認容する。
- (2) その余の1名(申請疾病=右下腿熱傷瘢痕による右足関節伸展制限及び歩行障害)については、申請却下処分は相当であるから、控訴を棄却する。

2 一審原告らの一審被告国に対する各損害賠償請求をいずれも棄却する。

### 第2 事案の要旨

1(1)ア 原爆症認定申請却下処分

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(被爆者援護法)にいう被爆者である一審原告ら又は一審原告らの被相続人(一審原告ら(被爆者21名))は、一審被告厚生労働大臣(一審被告大臣)に対し、自らの疾病等が原爆の傷害作用に起因する旨の認定の申請をしたところ、一審被告大臣はこれを却下した(本件各処分)。

イ 本件各処分の取消請求等

そこで、一審原告らは、①一審被告大臣に対し、本件各処分の取消しを求める(取消請求)とともに、②一審被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づいて、慰謝料等の支払を求めて(損害賠償請求)、原審熊本地裁へ提訴した。

(2) 原審熊本地裁判決の要旨

(ア) 原審熊本地裁は、一審原告らの取消請求(上記(1)(イ①))につき、一審原告ら3名の請求を棄却した(ただし、うち1名については、2個の却下処分のうちの1個につき棄却した。)ほかは、その余の一審原告らの請求を認容して本件各処分を取り消した。

(イ) 一審原告らの損害賠償請求(上記(1)イ②)は棄却された。

イ 控訴の要旨

(ア) 一審被告大臣は、取消請求(上記(1)イ①)につき、一審原告らの請求を認容した点を不服として控訴した。

(イ)a 取消請求(上記(1)イ①)が棄却された一審原告ら3名のうち2名が、これを不服として控訴した。

b 一審原告らは、損害賠償請求(上記(1)イ②)について控訴した。

(3) 一審被告大臣の控訴の取下げ等

ア 一審被告大臣は、平成 20 年 3 月 17 日、医療分科会が新たに策定した「新しい審査の方針」に基づき改めて審査した結果、一審原告 7 名に対してした本件各処分及び同 3 名に対してした本件各処分の一部を取り消し、これら認定対象者の認定疾病に係る訴えは、訴えの利益が消滅したとして、当審において却下を求めた。

イ 一審被告大臣は、当審結審後、取消請求((上記(1)イ①)に関する控訴を取り下げた。

(4) 当審における審判の対象

当審における審判の対象は、一審原告ら 2 名の各取消請求及び一審原告らの損害賠償請求である((2)イ(イ))。

### 第 3 理由の骨子

#### 1 争点(1) (放射線起因性の判断基準)について

審査の方針において原因確率(寄与リスク)が設定されていない疾病等の放射線起因性の判断に当たっては、同方針がその策定当時の疫学的、医学的知見に基づくものであることにかんがみ、当該疾病等と放射線被曝との関係に関する最新の疫学的、医学的知見を踏まえつつ、当該申請者の被曝状況(なお、審査の方針に基づいて算定された当該申請者の被曝線量は、実際の被曝線量よりも少ない可能性があることに留意する必要がある。)、被曝後の行動、被曝直後に生じた症状の有無、発症時期、内容及び程度、被曝前後の生活状況及び健康状態、当該申請疾病等の発症経過及び病態並びに当該申請疾病等以外に生じた疾病の有無及び内容などを全体的、総合的に考慮した上で、原爆放射線被曝の事実が申請疾病等の発生又は治癒能力の低下を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性が認められるか否かを経験則に照らして検討すべきである。

#### 2 争点(2) (本件被曝者らの原爆症認定要件該当性)について

##### (1)ア 放射線起因性の肯否

上記 1 の放射線起因性の判断基準に照らし、証拠により認められる、①各被曝者の被曝状況及び被曝後の行動、②各被曝者に被曝直後に生じた症状等③各被曝者の被曝前後の生活状況及び健康状態等並びに④各被曝者の申請疾病及び放射線被曝との関係に関する知見などをもとに、各被曝者の申請疾病の放射線起因性を検討すると、その肯否は、末尾に掲げた表の「一審原告」欄記載の各一審原告に対応する「放射線起因性」欄記載のとおりとなる。

##### イ 要医療性の肯否

また、放射線起因性を認めた一審原告 1 名(申請疾病=C 型肝硬変・なお、同原告の肝がんについては、新しい審査の方針に基づき認定済み。)につき、証拠により認められる同人の健康状態等をもとに、その申請疾病の要医療性を検討すると、末尾に掲げた表の同人に係る欄に記載のとおり、これを認め得る。

##### (2) 控訴棄却の理由要旨

その余の一審原告1名(右下腿熱傷癍痕による右足関節伸展制限及び歩行障害)の申請疾病については放射線起因性を認め得なかった。

その理由は、現時点における知見に照らし、熱傷癍痕の形成・伸展に放射線が影響するとの知見は見当たらず、同程度の熱傷を負った被爆者に生じた熱傷癍痕は原爆の熱線により生じたと解するのが相当であるとの判断に基づく。

### 3 争点(3) (本件各却下処分についての不法行為の成否)について

一審被告大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件各却下処分をしたという事情は認められず、また、本件各却下処分は、行政手続法等にも違反していないから、一審被告大臣による本件各却下処分が国家賠償法1条1項の適用上違法ということはできず、不法行為は成立しない。

以上

表

原告番号	申請疾病	被爆地	爆心地からの距置	放射線起因性	要医療性
17	C型肝硬変	広島	約2.5キロメートル	○	○
21	右下腿熱傷癍痕による右足関節伸展制限及び歩行障害	広島	約2.3キロメートル	×	